平成２５年（フ）第２７７号
香川県小豆郡小豆島町吉田甲422番地29
債務者　戎　　清行
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　龍太
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目７番地の16
債務者　エスケーフーズこと　金成　定幸
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　折原　俊克
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２２１号
群馬県安中市中後閑700番地１
債務者　田中　正明
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　康志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３２号
徳島市名東町３丁目254番地　橋口アパート３号、旧住所徳島市名東町２丁目280番地の６
債務者　髙本　正樹
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１３７号
大阪市住吉区我孫子東１丁目５番５―203号
債務者　川瀬　正三
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　栄嗣
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０５号
大阪市此花区酉島３丁目14番24―812号
債務者　森　惠一郎
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１号
福井県吉田郡永平寺町光明寺第８号６番地１
債務者　吉田　信裕
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
福井県吉田郡永平寺町光明寺第８号14番地２
債務者　吉田　裕亮
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１２号
北海道北広島市大曲光２丁目６番地５
債務者　西村　　太
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　竜司
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３２号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目６番10号
債務者　岡野　　瑛
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３３号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目６番10号
債務者　岡野アキコ
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３４号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目６番10号
債務者　岡野　浩香
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１５号
広島市中区国泰寺町２丁目５番10―801号
債務者　小黒　行雄
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７５号
広島県山県郡北広島町新庄806番地１
債務者　細山実千代
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部